

令和7年3月定例会  
(2025年)

議案書③

2月21日提出

【その他】

市議案第46号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年（2025年）2月21日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件名	契約金額	契約先
防災行政無線（同報系）システム更新工事その2	414,593,300円	日本コムシス株式会社 関西支店

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

市議案第 47 号

自転車転倒事故（人身）に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	事 故 名	自転車転倒事故（人身）
2	事故発生日時	令和 5 年 1 2 月 2 2 日 午前 8 時 4 0 分頃
3	事故発生場所	豊中市刀根山 2 丁目 1 番 3 号先
4	被 害 者	個人
5	事故の内容	別紙のとおり
6	損害賠償額	市から被害者に対する損害賠償の額を 総額 4, 0 0 8, 3 7 2 円と定める。

（提案理由）

豊中市刀根山 2 丁目 1 番 3 号先で発生した事故について、被害者と豊中市で損害賠償に関する交渉を行った結果、賠償金を支払う必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により提案するものである。

(別紙)

## 事 故 の 内 容

- 1 事故発生日時 令和5年12月22日  
午前8時40分頃
- 2 事故発生場所 豊中市刀根山2丁目1番3号先
- 3 事故当事者  
(1) 被害者  
個人  
(1) 豊中市  
担当課 都市基盤部基盤管理課

### 4 事故の内容と経過

上記発生場所において、被害者は早朝、保育園へ送迎するため、後部座席に子供を乗せた自転車で、ブレーキをかけながら下り坂を通行していた。その際、湧水により路面が凍結していたが、被害者はこれを現認することができず転倒し、運転者とその子供が負傷した。

本件事故後、示談交渉を重ねた結果、治療費及び後遺障害慰謝料など総額4,008,372円のうち過失割合100%で算出した4,008,372円を損害賠償することで、今回の合意に至ったものである。

なお、賠償金は道路賠償責任保険にて支払う予定である。

市議案第48号

指定金融機関の指定について

令和7年（2025年）8月1日から令和8年（2026年）7月31日まで株式会社りそな銀行を豊中市指定金融機関に指定する。

令和7年（2025年）2月21日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方自治法施行令第168条第2項の規定により指定金融機関を指定するため、提案するものである。

市議案第49号

市道路線の認定及び変更について

別紙調書のとおり、市道路線の認定及び変更をするものとする。

令和7年（2025年）2月21日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市道路線の認定及び変更したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものである。

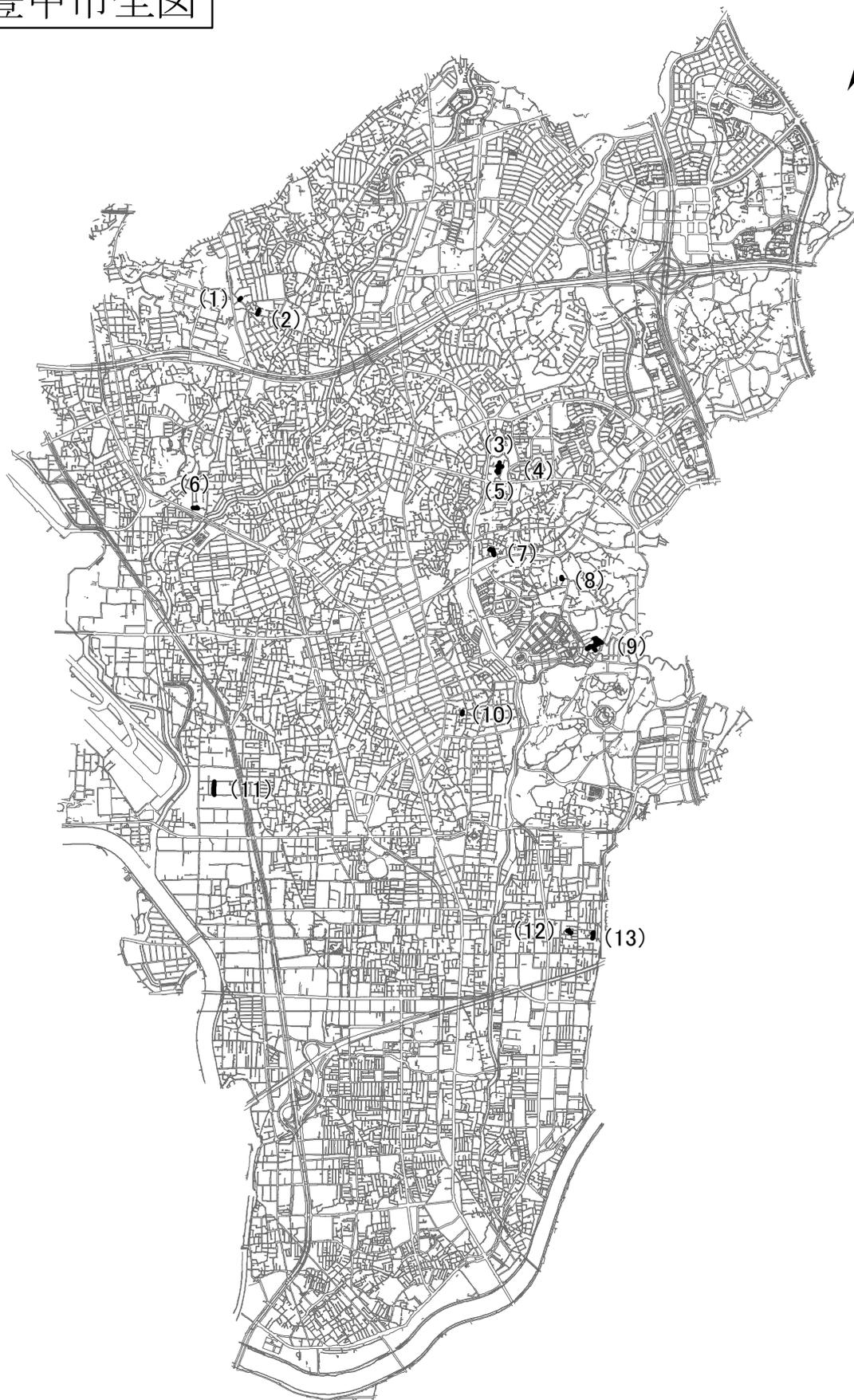
## 市道路線認定調書

図面 対照 番号	理由 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1	1	宮山町第99号線	宮山町2丁目247番4地先から 宮山町2丁目247番6地先まで	
2	2	柴原町第73号線	柴原町5丁目141番8地先から 柴原町5丁目141番5地先まで	
3	3	東豊中町第173号線	東豊中町6丁目693番9地先から 東豊中町6丁目693番12地先まで	
4	4	東豊中町第174号線	東豊中町6丁目693番4地先から 東豊中町6丁目1623番10地先まで	
5	5	東豊中町第175号線	東豊中町6丁目693番5地先から 東豊中町6丁目693番16地先まで	
6	6	千里園第43号線	千里園1丁目160番1地先から 千里園1丁目160番5地先まで	
7	7	熊野町第63号線	熊野町1丁目51番10地先から 熊野町1丁目51番3地先まで	
8	8	西泉丘第27号線	西泉丘1丁目764番25地先から 西泉丘1丁目764番23地先まで	
9	9	西泉丘第28号線	西泉丘2丁目2445番13地先から 西泉丘2丁目2439番40地先まで	
10	10	長興寺北第38号線	長興寺北1丁目279番21地先から 長興寺北1丁目279番19地先まで	
11	11	原田中第6号線	原田中1丁目168番1地先から 原田中1丁目159番1地先まで	
12	12	小曽根第72号線	小曽根1丁目1769番1地先から 小曽根1丁目1772番1地先まで	
13	13	小曽根第73号線	小曽根2丁目1803番4地先から 小曽根2丁目1803番4地先まで	

## 市道路線認定理由説明書

1. 認定理由番号第1号から第9号、第13号の路線は、都市計画法の開発行為に基づき  
当市に帰属されたものです。  
(図面対照番号 1号・2号・3号・4号・5号・6号・7号・8号・9号・13号)
2. 認定理由番号第10号から第12号の路線は、私有道路敷の寄附を受けたものです。  
(図面対照番号 10号・11号・12号)

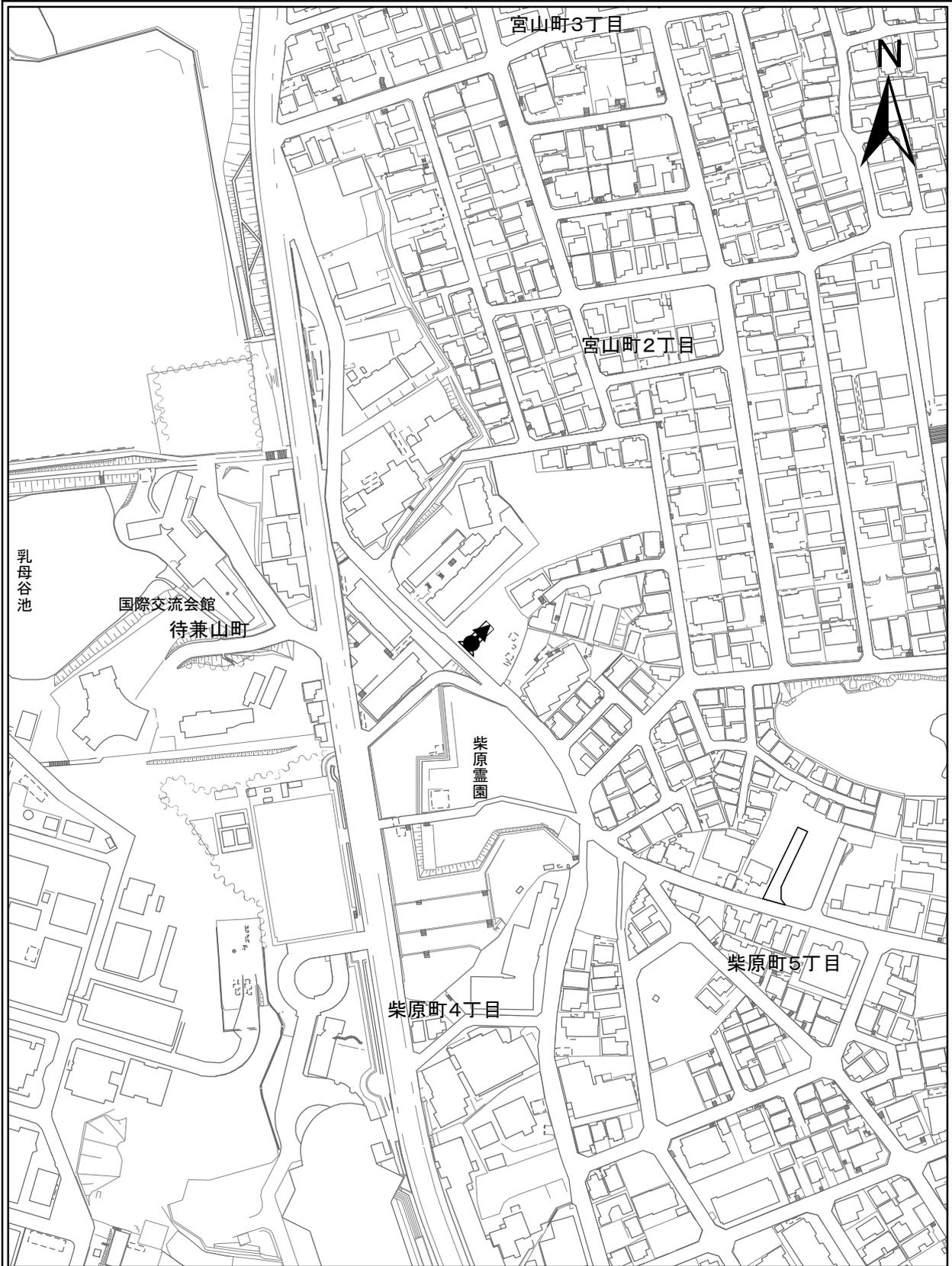
豊中市全図



市道路線認定位置図

(1) 宮山町第99号線

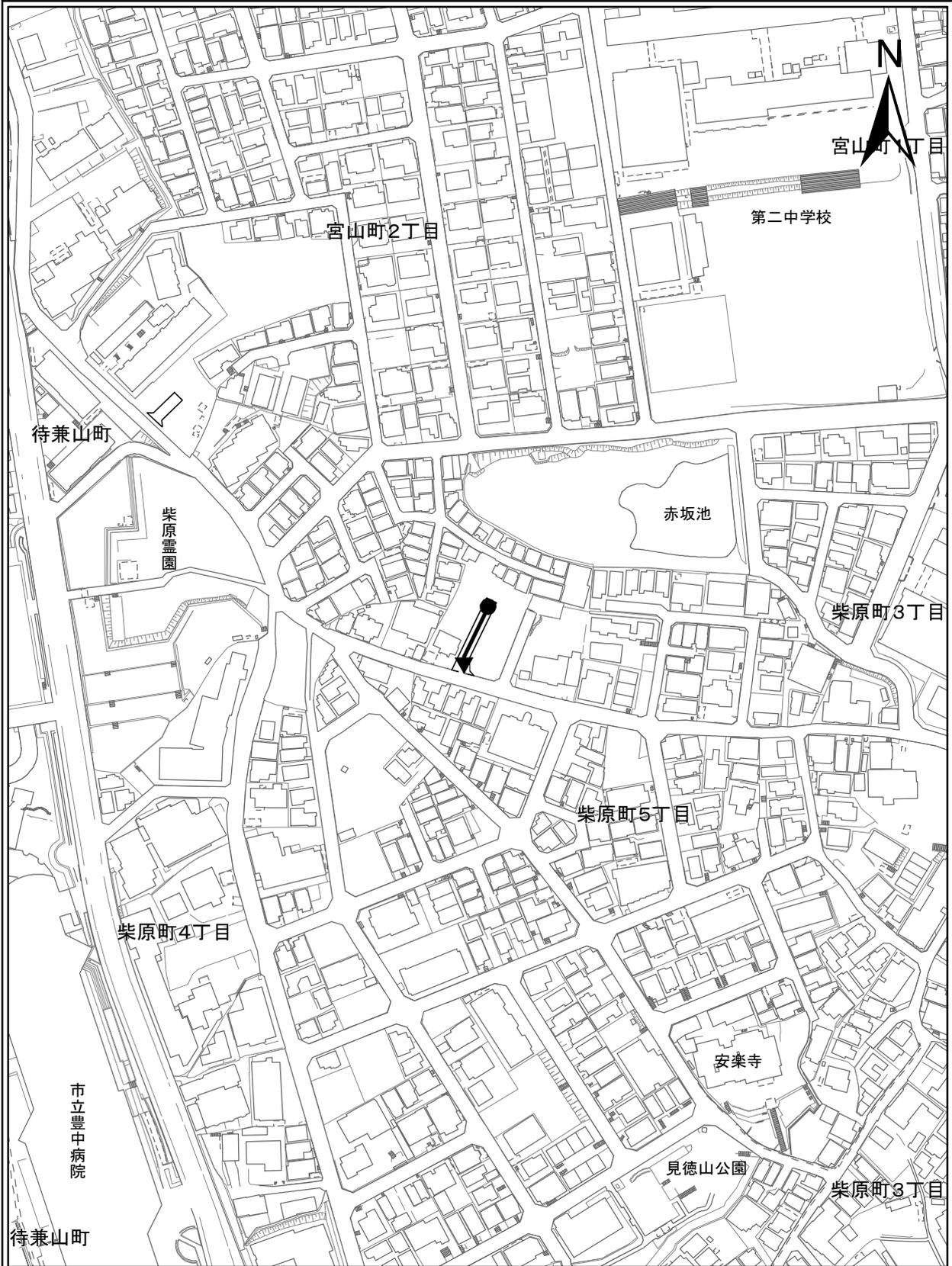
路線認定図



凡 例		起 点	宮山町2丁目247番4地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	宮山町2丁目247番6地先	14.55	最小 4.70 最大 4.70

(2) 柴原町第73号線

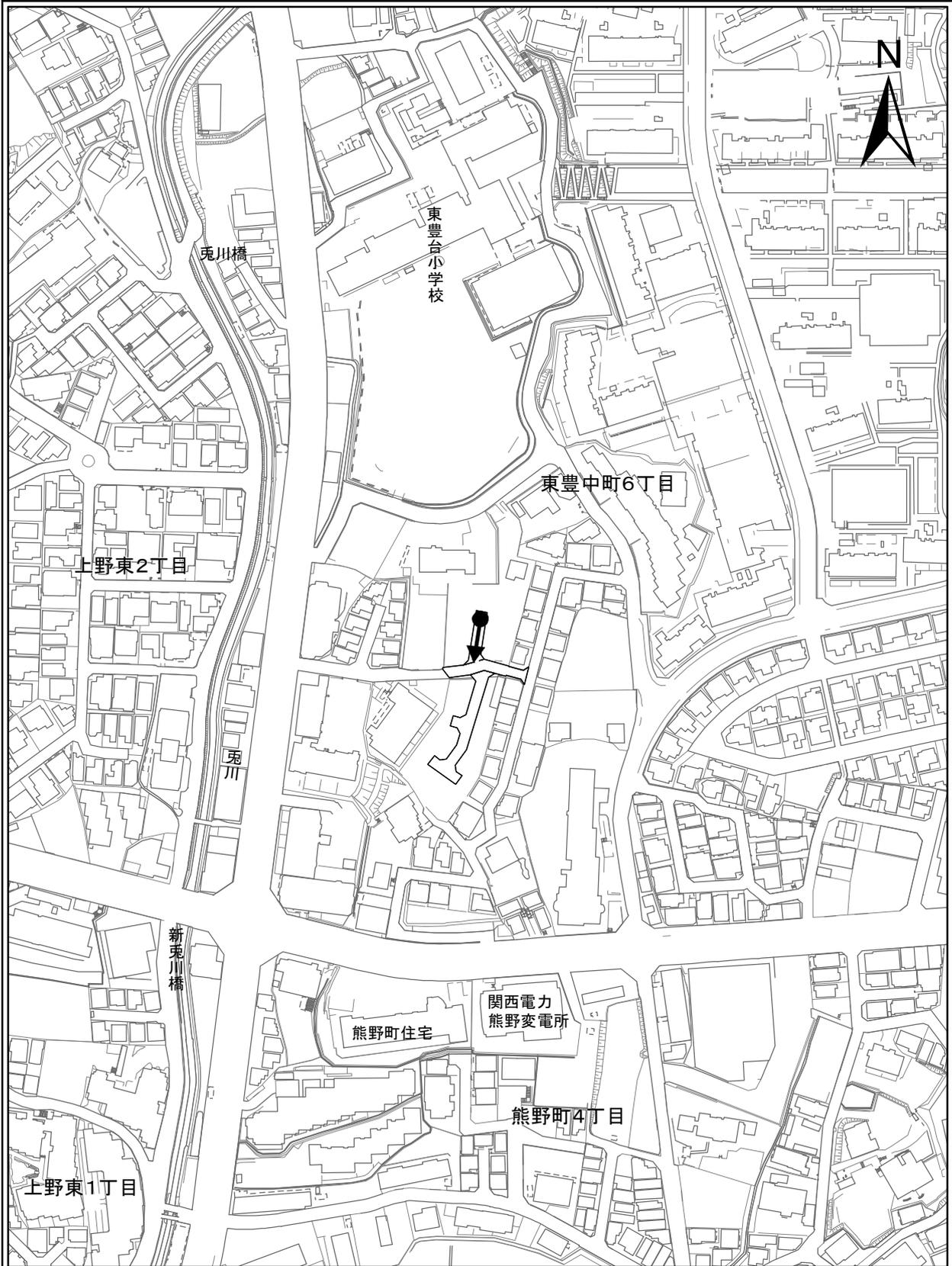
路線認定図



凡 例		起 点	柴原町5丁目141番8地先	延 長 m	幅 員 m
	認定路線	終 点	柴原町5丁目141番5地先	34.40	最小 4.70 最大 7.72

(3) 東豊中町第173号線

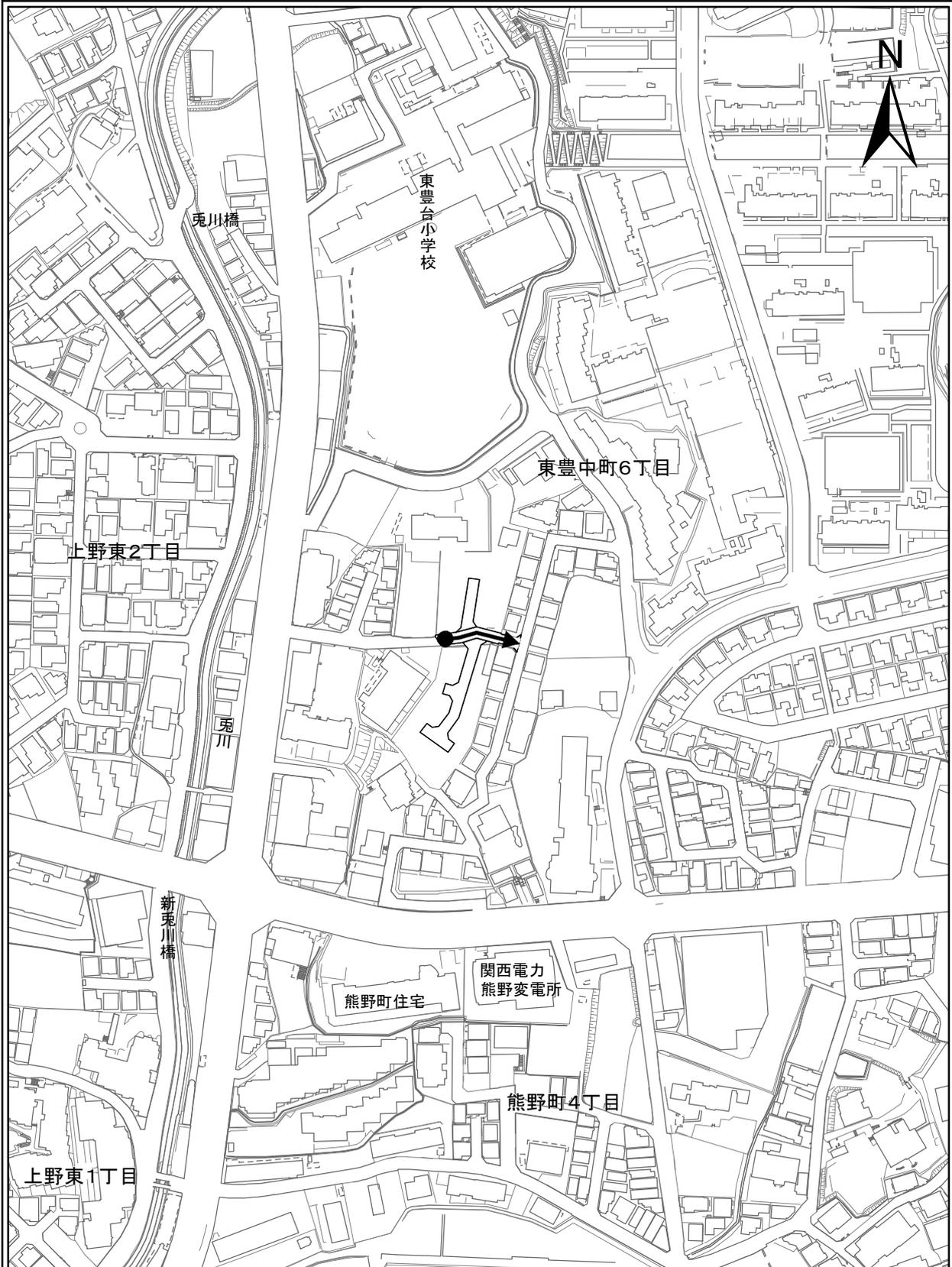
路線認定図

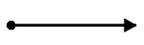


凡 例		起 点	東豊中町6丁目693番9地先	延 長 m	幅 員 m
	認定路線	終 点	東豊中町6丁目693番12地先	22.33	最小 4.70 最大 4.70

(4) 東豊中町第174号線

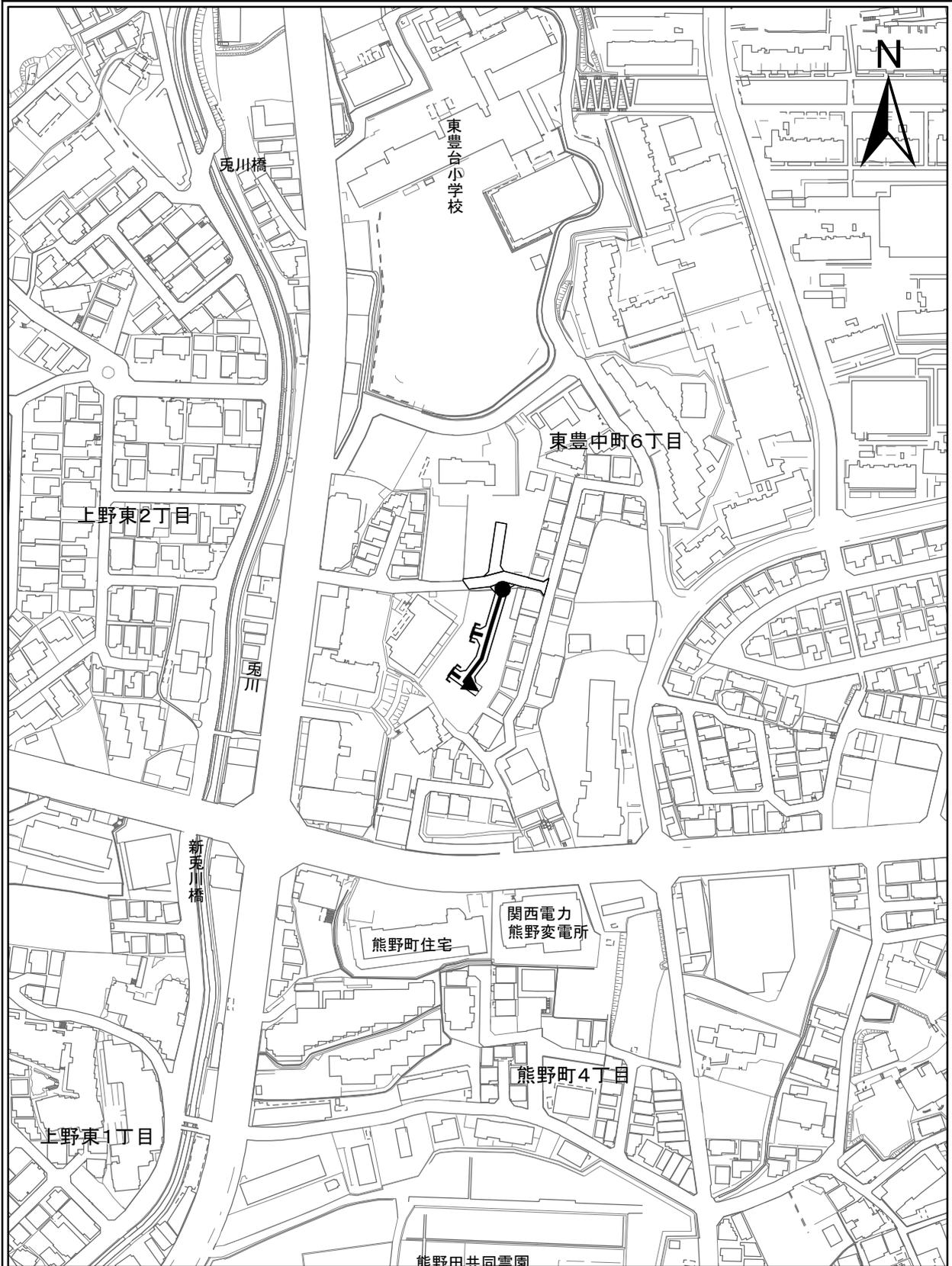
路線認定図



凡 例		起 点	延 長 m	幅 員 m
	認定路線	東豊中町6丁目693番4地先	35.94	最小 4.00 最大 4.70
		終 点		
		東豊中町6丁目1623番10地先		

(5) 東豊中町第175号線

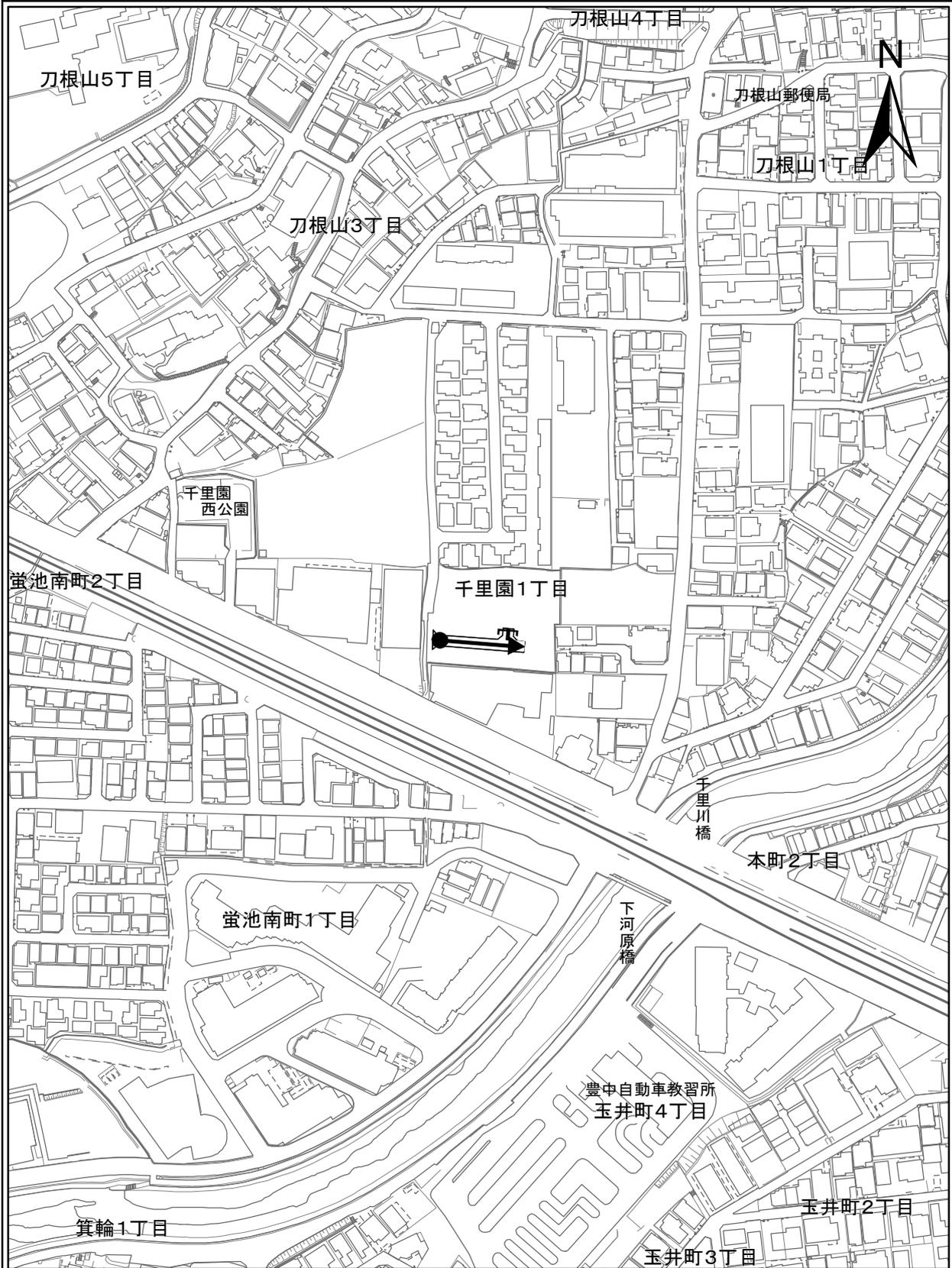
路線認定図



凡 例		起 点	延 長 m	幅 員 m
	認定路線	東豊中町6丁目693番5地先	64.32	最小 4.70 最大 4.70
		終 点		
		東豊中町6丁目693番16地先		

(6) 千里園第43号線

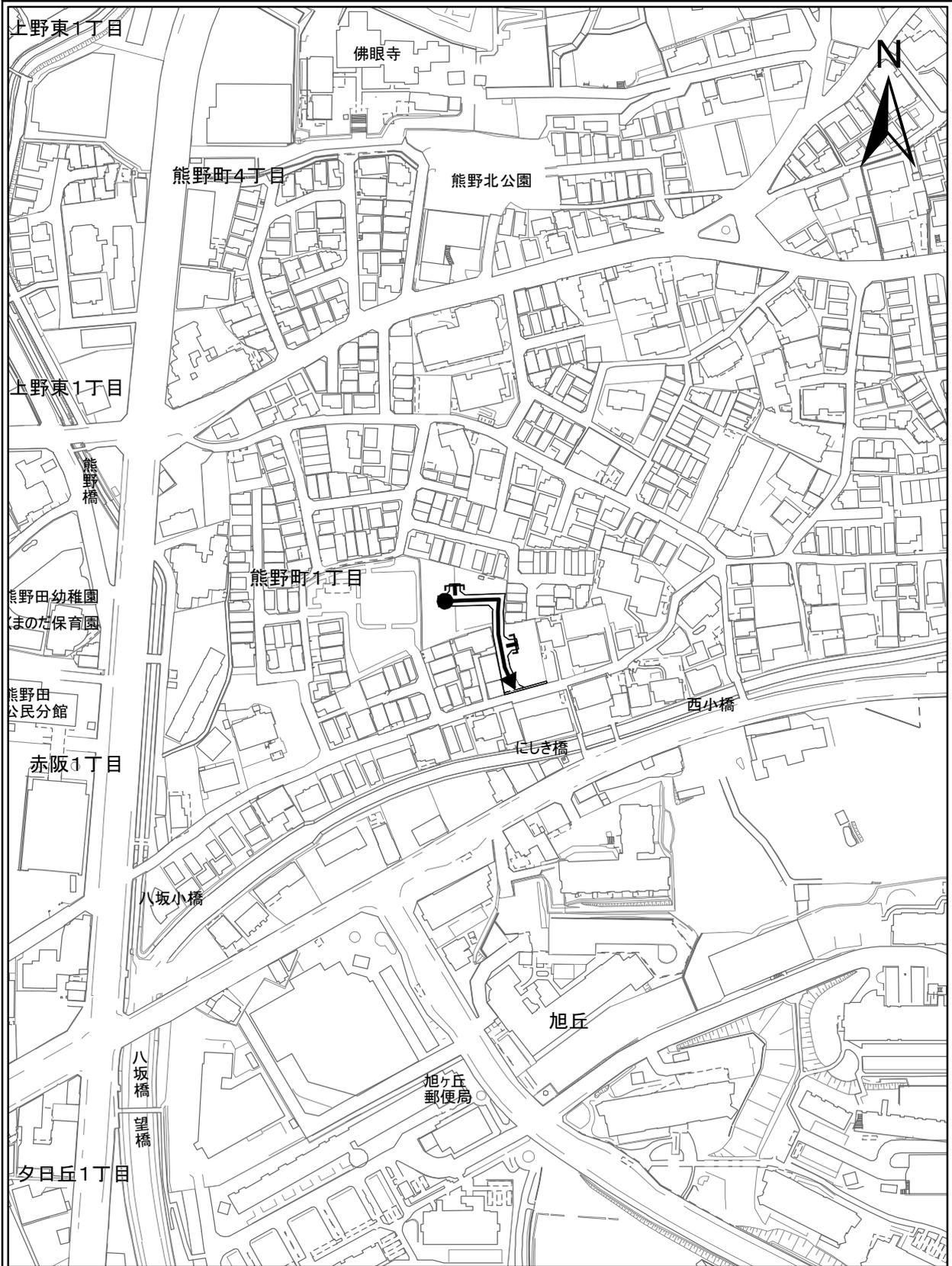
路線認定図

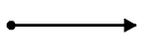


凡 例		起 点	千里園1丁目160番1地先	延長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	千里園1丁目160番5地先	44.52	最小 4.70 最大 4.70

(7) 熊野町第63号線

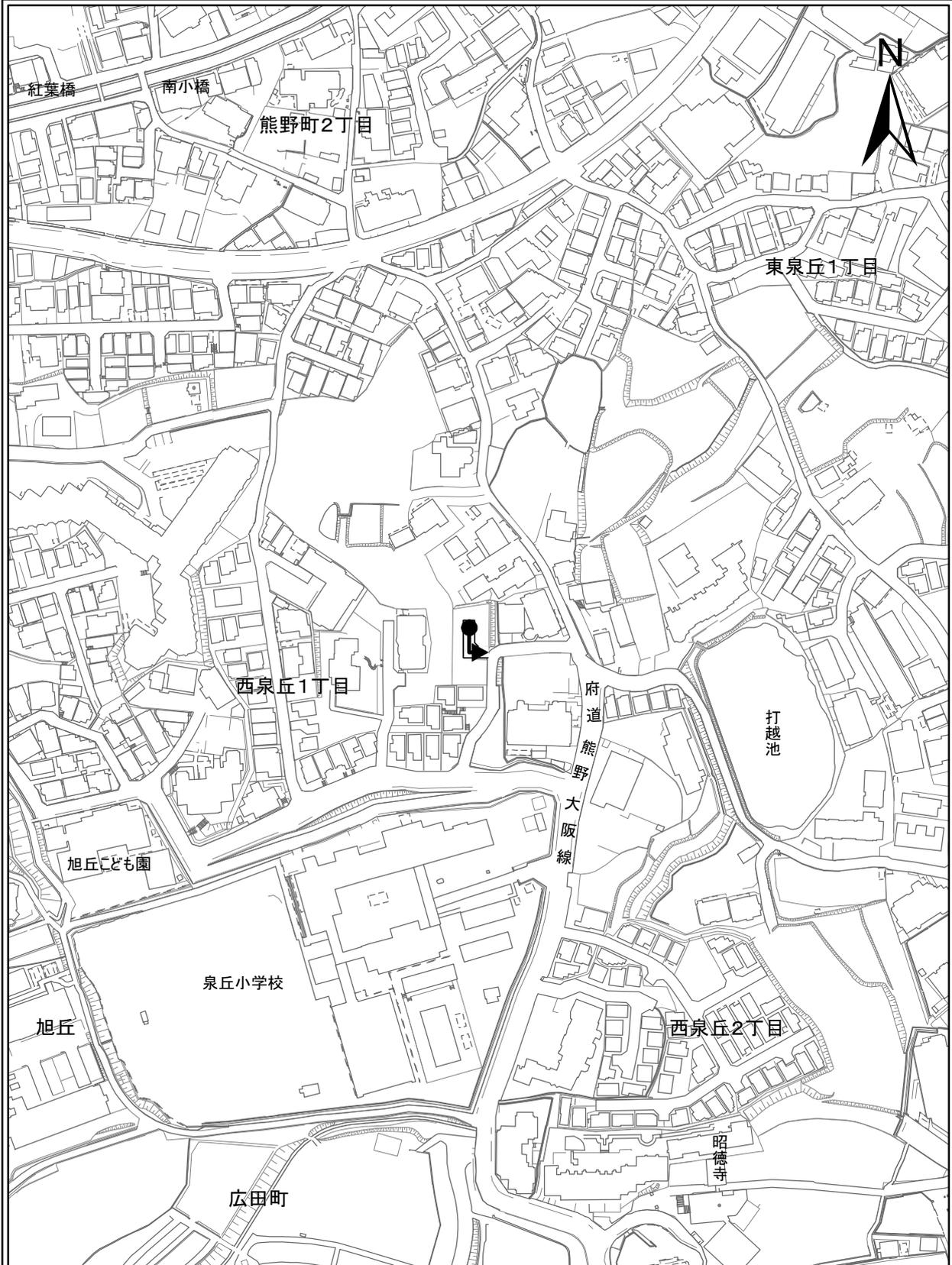
路線認定図



凡 例		起 点	熊野町1丁目51番10地先	延 長 m	幅 員 m
	認定路線	終 点	熊野町1丁目51番3地先	76.78	最小 4.70 最大 7.15

(8) 西泉丘第27号線

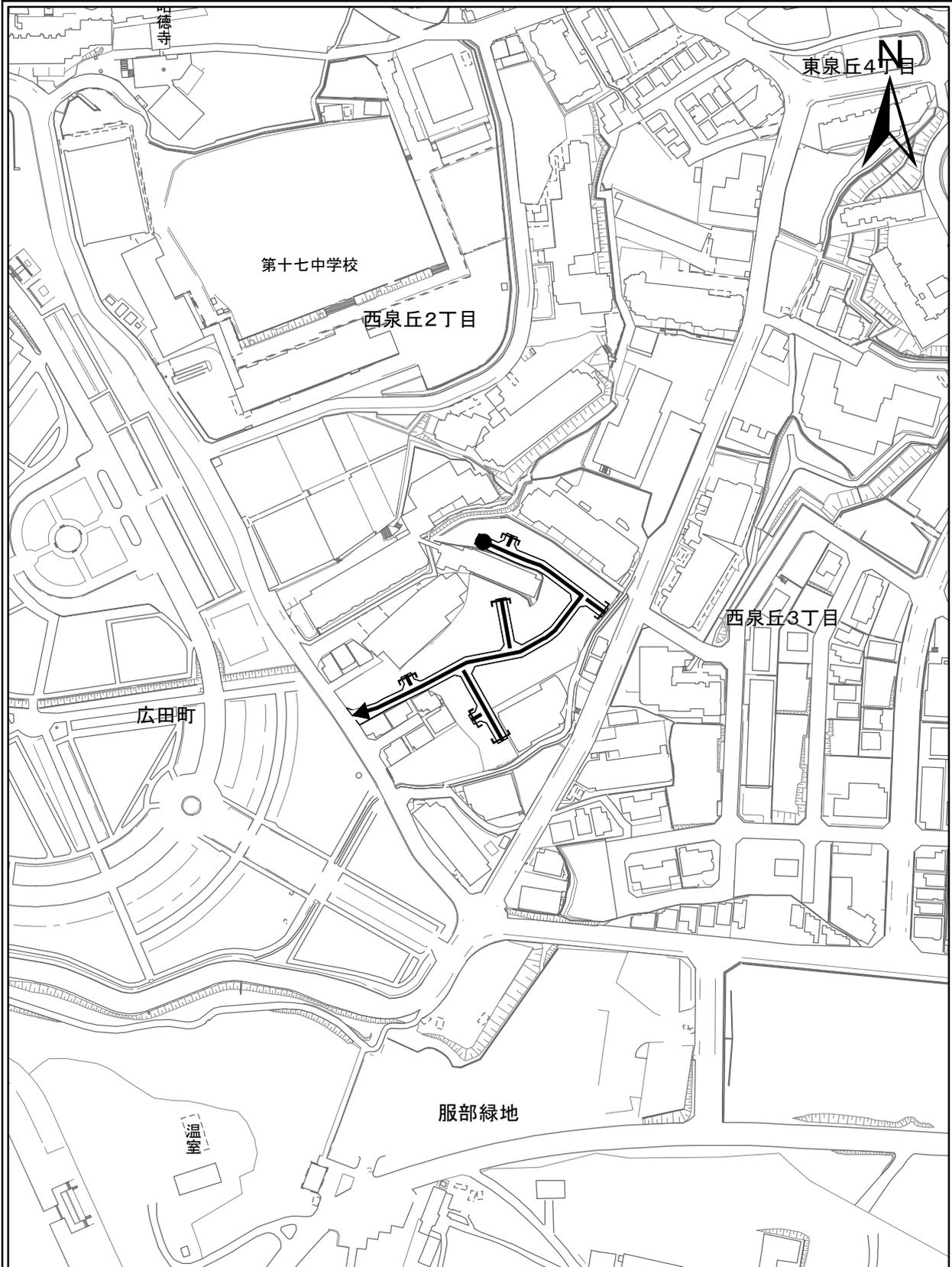
路線認定図



凡 例	起 点	西泉丘1丁目764番25地先	延 長 m	幅 員 m
→ 認定路線	終 点	西泉丘1丁目764番23地先	22.11	最小 4.70 最大 4.70

(9) 西泉丘第28号線

路線認定図



凡 例		起 点	西泉丘2丁目2445番13地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	西泉丘2丁目2439番40地先	248.34	最小 4.70 最大 6.99

(10) 長興寺北第38号線

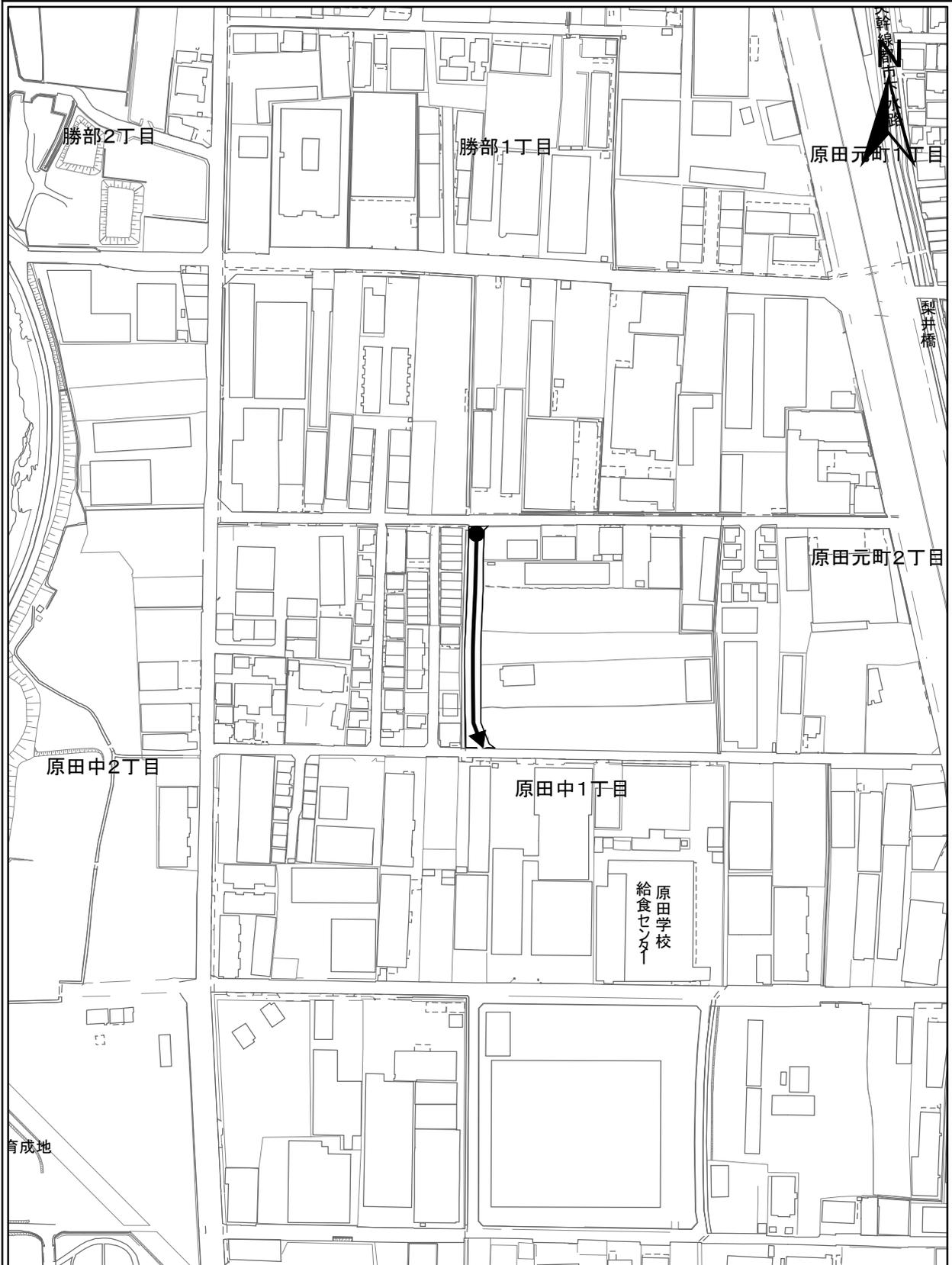
路線認定図



凡 例		起 点	長興寺北1丁目279番21地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	長興寺北1丁目279番19地先	20.99	最小 4.70 最大 4.70

(11) 原田中第6号線

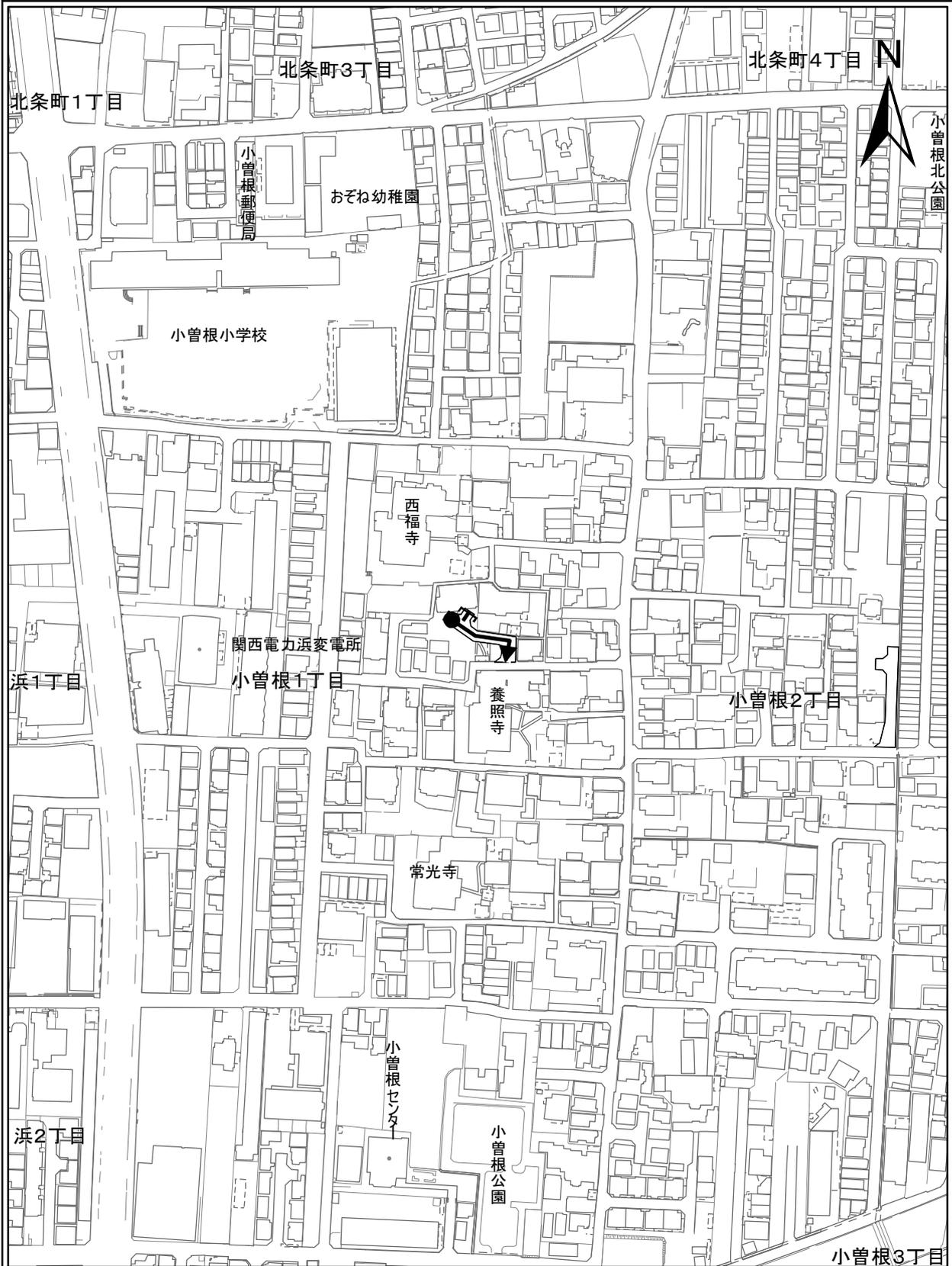
路線認定図



凡 例		起 点	原田中1丁目168番1地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	原田中1丁目159番1地先	96.97	最小 6.70 最大 9.87

(12) 小曾根第72号線

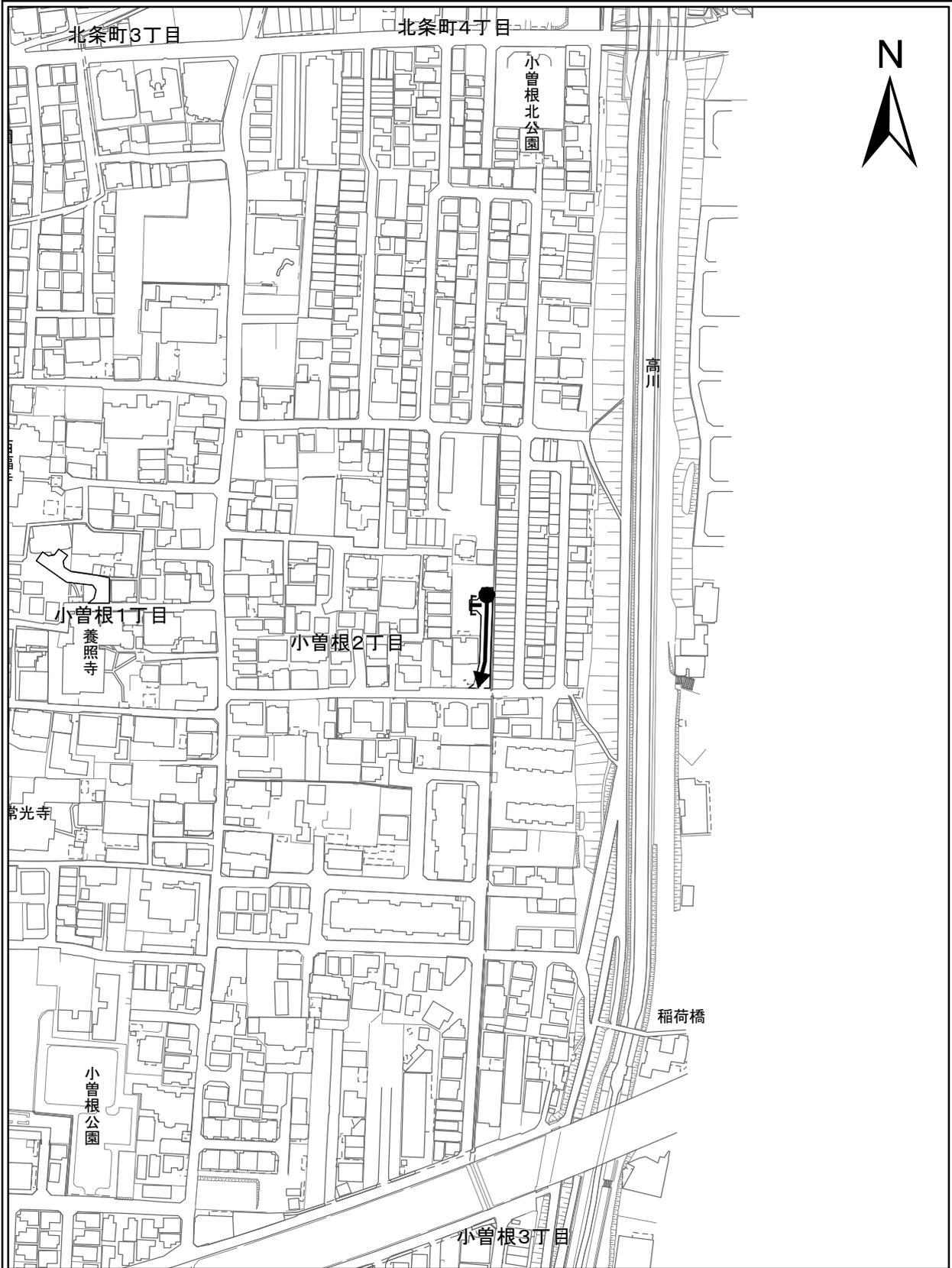
路線認定図



凡 例		起 点	小曾根1丁目1769番1地先	延長 m	幅 員 m
	認定路線	終 点	小曾根1丁目1772番1地先	45.07	最小 4.70 最大 6.76

(13) 小曾根第73号線

路線認定図



凡 例		起 点	小曾根2丁目1803番4地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	小曾根2丁目1803番4地先	49.04	最小 4.70 最大 6.83

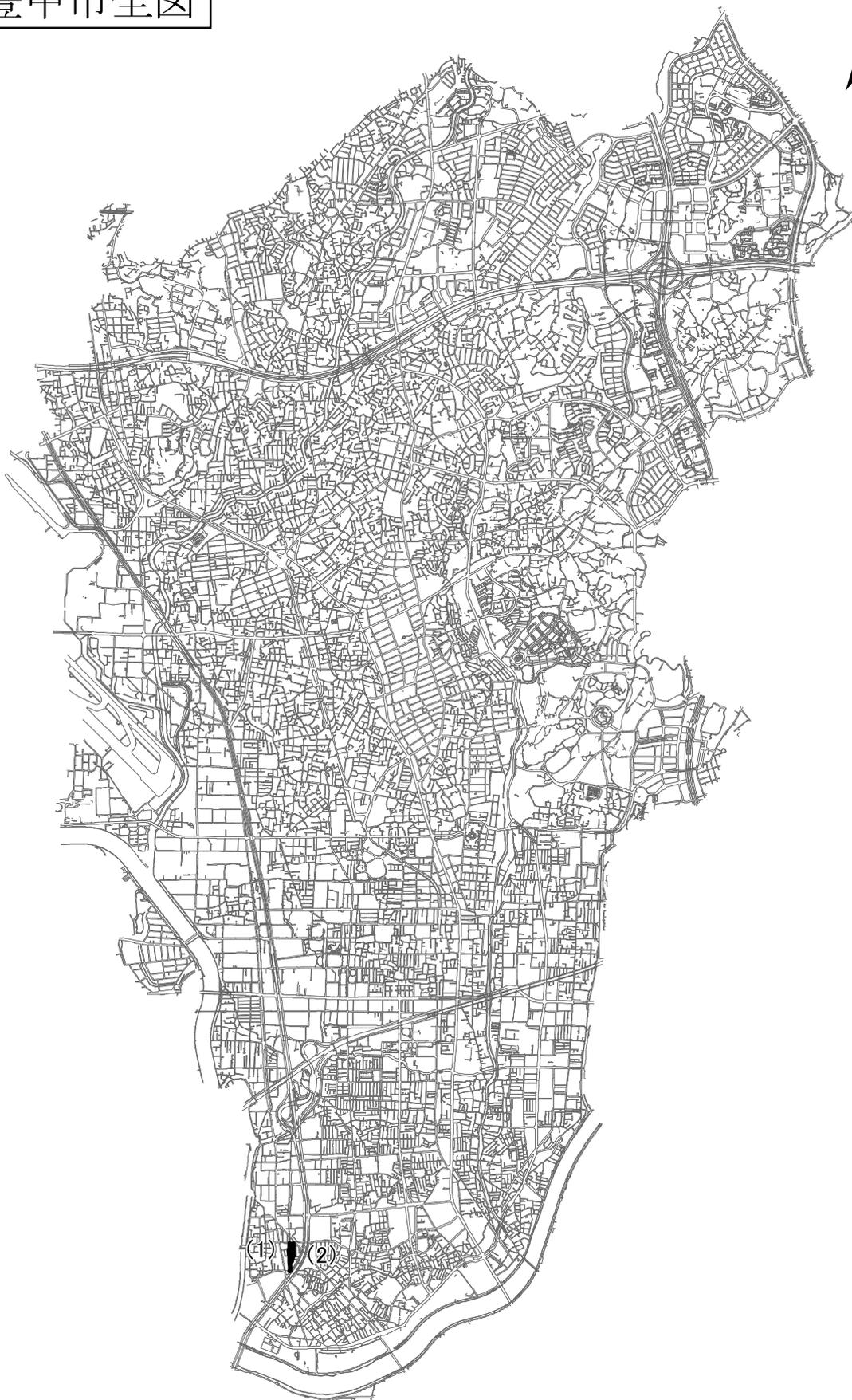
## 市道路線変更調書

図面 対照 番号	理由 番号	路 線 名	前	起 点	重要な経過地
			後	終 点	
1	1	庄本町歩第1号線	前	庄本町2丁目676番地先から 庄本町2丁目677番1地先まで	
			後	庄本町2丁目676番地先から 庄本町2丁目683番2地先まで	
2	2	庄本町第25号線	前	庄本町2丁目674番地先から 庄本町2丁目684番1地先まで	
			後	庄本町2丁目674番1地先から 庄本町2丁目679番3地先まで	

## 市道路線変更理由説明書

1. 変更理由番号第1号・2号の路線は、通り池水路整備事業により変更するものです。  
(図面对照番号 1号・2号)

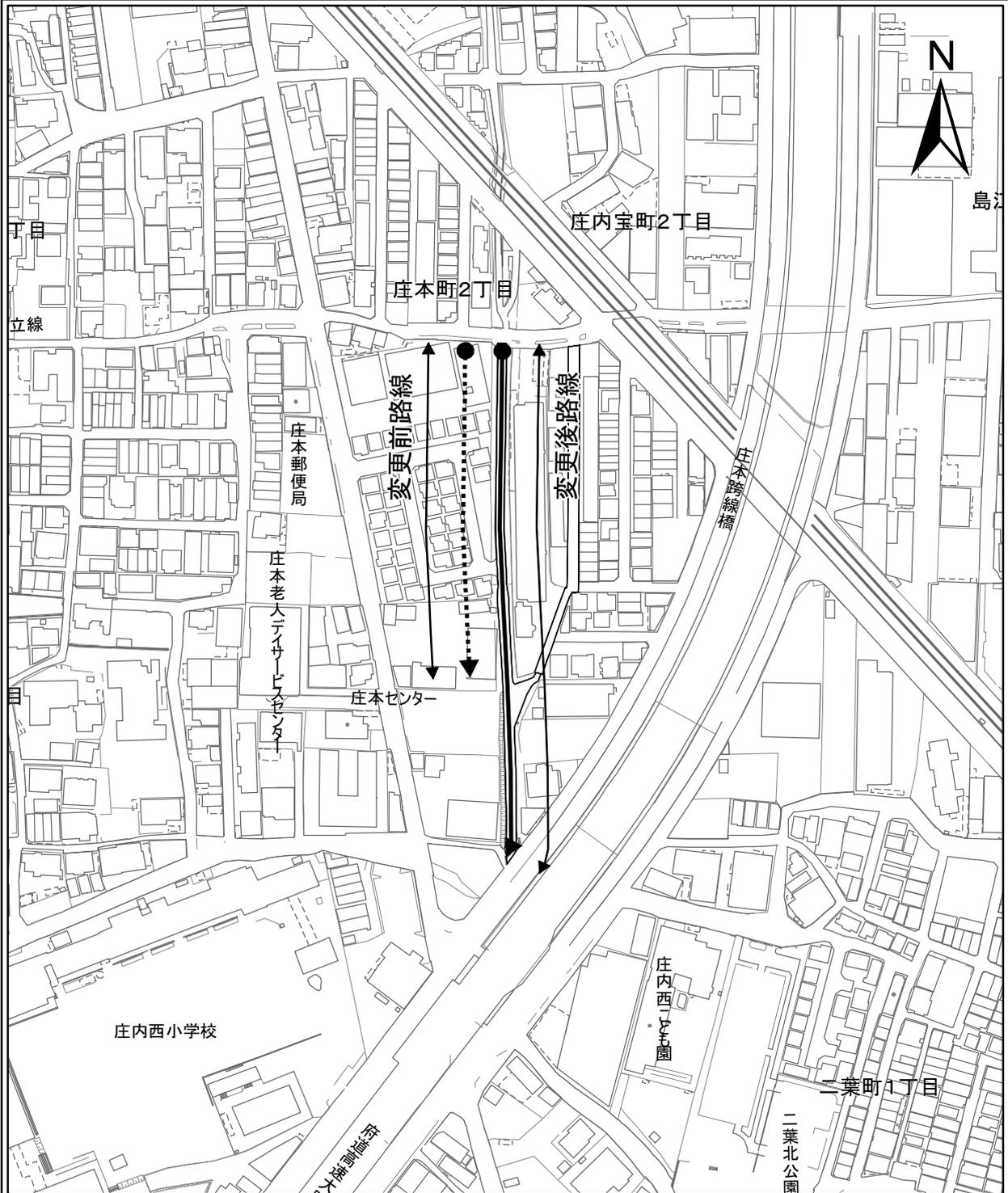
豊中市全図



市道路線変更位置図

(1) 庄本町歩第1号線

路線変更図



变更前路線

起 点	庄本町2丁目676番地先	延 長 m	幅 員 m
終 点	庄本町2丁目677番1地先	136.18	最小 3.50 最大 3.50

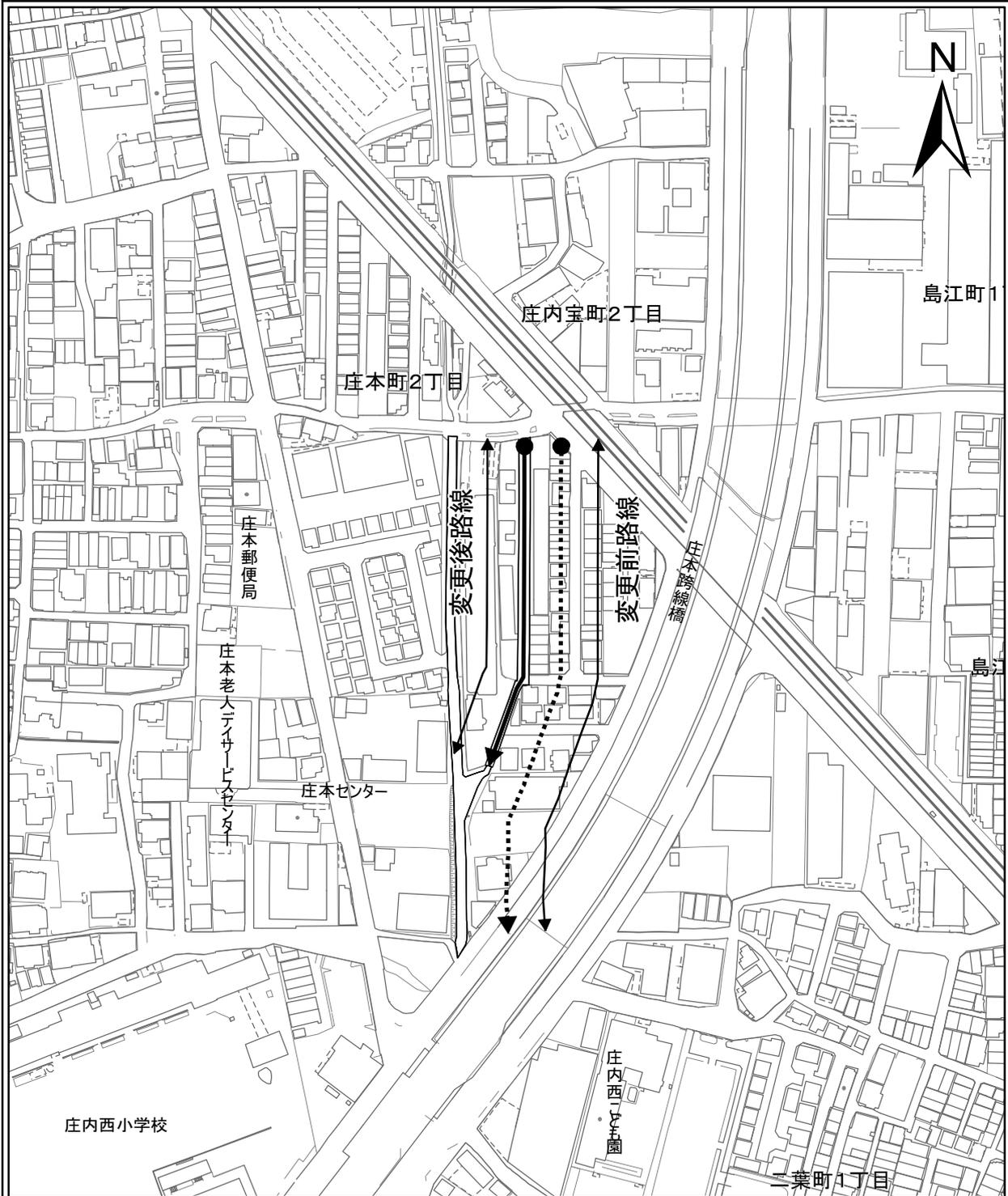
变更后路線

起 点	庄本町2丁目676番地先	延 長 m	幅 員 m
終 点	庄本町2丁目683番2地先	210.92	最小 3.50 最大 4.00

凡 例	
●----->	变更前路線
●————>	变更后路線

(2) 庄本町第25号線

路線変更図



変更前路線

起 点	庄本町2丁目674番地先	延 長 m	幅 員 m
終 点	庄本町2丁目684番1地先	223.80	最小 1.21 最大 7.02

変更後路線

起 点	庄本町2丁目674番1地先	延 長 m	幅 員 m
終 点	庄本町2丁目679番3地先	136.84	最小 2.95 最大 4.00

凡 例	
●----->	変更前路線
●----->	変更後路線

市議案第50号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和7年（2025年）2月21日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1 契約の目的

地方自治法の定めるところにより、特定の事件について監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けること

2 契約期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 契約金額

11,880,000円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出の後に一括払い

5 契約先

住所

資格 公認会計士

名前 小室 将雄

（提案理由）

上記の者と包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものである。

市議案第 5 1 号

市有財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1 無償貸付する財産

土地

地 番 豊中市原田中 1 丁目 9 4 番 1、9 4 番 3

面 積 4, 9 6 0 平方メートル

2 無償貸付の相手方

住 所 大阪府高槻市大塚町 5 丁目 2 1 番 1 号

法 人 名 一富士ケータリング株式会社

3 無償貸付の期間

契約締結日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日まで

（提案理由）

中学校給食提供事業実施に当たり、事業所整備を行うため、上記のとおり無償で貸し付けしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により提案するものである。

市議案第52号

不動産の信託について

次のとおり不動産を信託する。

令和7年（2025年）2月21日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1 不動産の内容

内 容	土地
地 番	豊中市原田中1丁目94番1、94番3
面 積	4,960平方メートル

2 相手方

住 所	大阪府大阪市中央区瓦町2丁目4番7号
法 人 名	ファースト信託株式会社

3 期間

令和10年1月1日から令和29年12月31日まで

4 信託手数料

1,100,000円

5 その他

信託に付する土地価格	783,680,000円
------------	--------------

(提案理由)

市有財産の有効活用に当たり、土地の信託を行うため、地方自治法第96条第1項第7号の規定により提案するものである。

市議案第 5 3 号

大阪府と豊中市との児童自立支援施設に関する事務の委託  
に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定による、大阪府と豊中市との間における児童自立支援施設に関する事務の委託について、次の規約案をもって、大阪府と協議する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため、提案するものである。

## 大阪府と豊中市との児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規 約

### (委託事務の範囲)

第1条 豊中市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により大阪府に委託する。

### (管理及び執行の方法)

第2条 委託事務は、大阪府立修徳学院及び大阪府立子どもライフサポートセンターにおいて行う。

2 前項に規定するもののほか、委託事務の管理及び執行の方法については、大阪府知事と豊中市長が協議の上、別に定めるものとする。

### (経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は豊中市の負担とし、その細目については大阪府知事と豊中市長が協議の上、別に定めるものとする。

第4条 大阪府知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大阪府一般会計歳入歳出予算において計上するものとする。

### (決算の場合の措置)

第5条 大阪府知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を豊中市長に通知するものとする。

### (疑義等の決定)

第6条 この規約に定めのない事項又はこの規約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、大阪府知事と豊中市長が協議の上、決定するものとする。

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。